

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 イメージキャラクター使用取扱規程

規程第 30 号

2024 年 5 月 12 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）の象徴となるイメージキャラクターを定めることにより、主として本会の広報における適切かつ広範な使用を推進するために、その使用及び管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(使用上の配慮)

第 2 条 イメージキャラクターを使用する場合は、本会の尊厳と品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(形状等)

第 3 条 本会のイメージキャラクターは、次の各号のとおりとする。

- (1) 基本原型は、別図のとおりとする。
 - (2) 色彩は、基本原型の色又は類似の色とする。
 - (3) 名称は、「兵之助くん」とする。
 - (4) 原則として、物品には『兵庫県社会福祉士会イメージキャラクター「兵之助くん」』の表記を付するものとする。
- 2 基本原型を改変又は加工して使用する場合は、事前に会長の許可を得るものとする。

(使用者の資格)

第 4 条 イメージキャラクターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本会
- (2) 本会会員
- (3) 会長が適当と認めて、イメージキャラクターの使用を許可した者
- (4) その他本会がイメージキャラクターの使用を認めた団体等

(使用の範囲)

第 5 条 イメージキャラクターを使用できる範囲は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賞品及び記念品の類
- (2) 広報誌、パンフレット等の印刷物その他これらに準ずるもの
- (3) 文具の類
- (4) 会員が使用する名刺の類
- (5) 広報誌、機関誌、ホームページ等の広報媒体
- (6) 行事の配布物、装飾物等
- (7) 研修およびイベント等の表示板、案内板等

(8) その他会長がイメージキャラクターを使用することが適当と認めたもの

(使用の申請)

第6条 第3条から前条までの規定によりイメージキャラクターを使用する者のうち、次の各号の一に該当する場合には、所定の申請書を会長に提出し、許可を得るものとする。

- (1) 第3条第2項に該当する場合
- (2) 前条各号に掲げるもの以外にイメージキャラクターを使用する場合
- (3) イメージキャラクターを使用した物品を商品として販売する場合

2 第4条第1号及び第2号に掲げる以外の者がイメージキャラクターを使用しようとする場合は、所定の申請書を会長に提出し、許可を得なければならない。

(使用の許可)

第7条 会長は、前条によりイメージキャラクターの使用を許可する場合は、所定の許可書により許可するものとする。

2 前項により使用を許可する期間は、原則として1年間を上限とする。

(使用契約)

第8条 前条第1項の規定により許可した場合、それが営利を目的とするイメージキャラクターの使用に該当する場合は、使用を許可された者とイメージキャラクターの使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

(使用料)

第9条 前条の規定により使用契約を締結した者は、使用契約で定める使用料を納付しなければならない。

(使用の不許可)

第10条 会長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、イメージキャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 本会の名誉が傷つけられる恐れがあるとき
- (2) 第2条に規定する使用上の配慮に違反する恐れがあるとき
- (3) その他イメージキャラクターの使用目的及び使用方法等が適当でないと認めるとき

(使用の許可の取消し又は停止)

第11条 会長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、イメージキャラクターの使用許可を取消し又は使用を停止させることができる。

- (1) 本会の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがあるとき
- (2) 第2条に規定する使用上の配慮に違反したとき
- (3) 使用許可の内容と異なるとき
- (4) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用するとき
- (5) 公序良俗に反し、又はその恐れがあるとき
- (6) その他イメージキャラクターの使用目的及び使用方法等が適当でないと認めたとき

(第三者使用の禁止)

第 12 条 イメージキャラクターを使用する者は、本会の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(事務)

第 13 条 イメージキャラクターの使用に関する事務は、事務局において処理する。

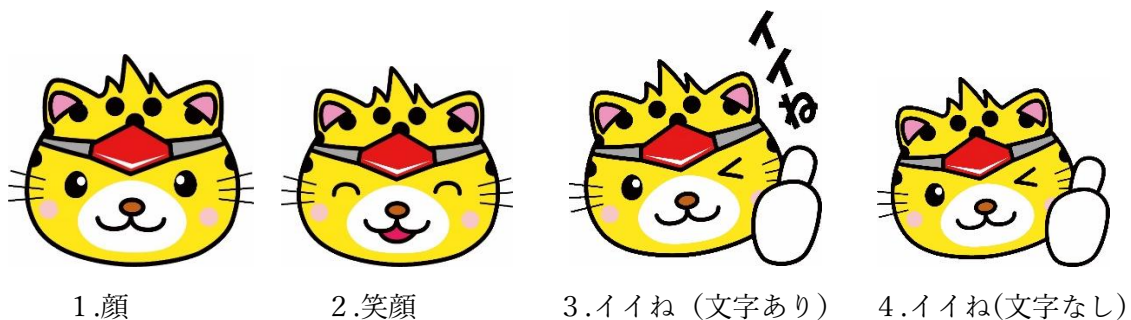
(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、イメージキャラクターに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2024 年 6 月 8 日から施行する。

別図(基本原型)



様式第 1 号

イメージキャラクター使用承認申請書

年 月 日

兵庫県社会福祉士会 会長 殿

住所（所在地）

〒

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

記

使用対象物件 （使用するデザインの番号）	
使用目的及び使用方法	
使用期間 （最長 1 年間とする）	
使用数量	
連絡先 （担当者、電話番号等）	

【添付書類】

①申請者の概要 ②企画書（レイアウト、原稿等） ③その他参考になるもの

※商品に使用する場合のみ、下表に記入してください。

項 目	内 容
商品名	
材料・種類・サイズ	
販売価格（税込価格）	
販売数量	
販売地域及び箇所	

様式第2号

イメージキャラクター使用承認通知書

年 月 日

殿

兵庫県社会福祉士会 会長

年 月 日付けで申請のあったデザインの使用（変更）については、下記の条件を付して承認します。

記

1 デザインの使用に関しては、「イメージキャラクター使用取扱規程」及び「イメージキャラクター使用承認（変更）申請書」の内容を遵守すること。

2 承認番号を明示すること。

承認番号：承認第 号

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日